

前橋市市税条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(市民税の申告)</p> <p>第32条 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>第32条の2 市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第26条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2か月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第90条 省略</p> <p>2 前項第1号又は第2号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された当該軽自動車等を運転する者の<u>運転免許証又は当該者に係る免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2に規定する特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項において同じ。)</u>を提示するとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。この場合において、<u>免許情報記録個人番号カードを提示したときは、市長による当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u></p> <p>3～4 省略 (特別土地保有税の減免)</p>	<p>(個人の市民税の申告書の提出義務)</p> <p>第32条 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>第32条の2 市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第26条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2か月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第90条 省略</p> <p>2 前項第1号又は第2号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された当該軽自動車等を運転する者の<u>運転免許証</u>を提示するとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。この場合において、<u>市長が必要と認めるときは、減免を必要とする理由を証明する書類を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>3～4 省略 (特別土地保有税の減免)</p>

第124条の3 省略

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(3) 省略

3 省略

第124条の3 省略

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(3) 省略

3 省略